令和２年度　広島県認知症疾患医療センター指定医療機関募集要項

１　目 的

広島県では，認知症の人や家族が地域で安心して暮らせるよう，認知症疾患に関する鑑別診断，周辺症状（行動・心理症状）と身体合併症への対応，専門医療相談等を実施するとともに，地域の保健医療・介護関係者等との連携，人材の育成等を行う「認知症疾患医療センター」を県内に７か所設置しています。

今後，急激な増加が見込まれている認知症の人とその家族を地域で支え，認知症の人が，状態に応じて安定した適切な医療・介護・生活支援等の支援を受けることができる体制の充実強化を図るため，広島県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱（以下「県要綱」という。） に基づき，新たに事業を委託する医療機関の募集を行います。

２　募集対象圏域及び募集箇所数等

（１）対象圏域　　：福山・府中二次医療圏域（福山市，府中市，神石高原町）

（２）募集箇所数　：１か所

（３）募集類型　　：地域型（県要綱第３条第１項（設置基準）のとおり）

３　業務内容

認知症疾患医療センターは，週５日以上の稼働を原則とし，所在する二次医療圏域内を対象に，県要綱第４条の事業内容に定める次の業務を行うものとします。

（１）専門医療相談

　ア　初診前医療相談

（ア）患者家族等の電話・面談照会

（イ）医療機関等紹介

イ　情報収集・提供

保健所，福祉事務所等との連絡・調整

ウ　地域包括支援センターとの連絡調整

（２）鑑別診断とそれに基づく初期対応

ア　初期診断

イ　鑑別診断

ウ　治療方針の選定

　　エ　入院先紹介

（３）合併症・周辺症状（行動・心理症状）への急性期対応

ア　合併症・周辺症状の初期診断・治療

イ　合併症及び周辺症状の急性期入院医療を要する認知症疾患患者のための病床として，

連携する医療機関の空床情報を把握

（４）保健医療関係者等への認知症に関する知識の向上を図るための研修会の開催

（５）認知症疾患医療連携協議会の開催

地域の保健医療関係者，福祉関係者，地域包括支援センターなど介護関係者，有識者等

から組織された協議会の開催

（６）認知症に関する情報発信（普及啓発）

（７）その他必要に応じて行う次の取組

　　ア　診断後の認知症の人や家族に対する日常生活を円滑に送るための相談支援

　　イ　当事者等によるピア活動や交流会の開催

４　応募資格

次の全ての条件を満たす県内対象圏域（福山・府中二次医療圏域）の医療機関

（１）県要綱第３条第１項に定める設置基準を満たしていること。

（２）本要項３の業務を実施できること。

（３）健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第３項第１号に定める保険医療機関の指定を受けていること。

（４）地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の４（一般競争入札の参加者の資格）に規定する一般競争入札に参加させることができない者でないこと。

（５）地方税，法人税，消費税及び地方消費税について滞納がないこと。

（６）広島県暴力団排除条例（平成22年10月27日条例第37号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

５　指定予定期間

令和３年４月１日から令和６年３月31日まで

厚生労働省との協議の状況により，指定開始時期が予定日以降になる場合があります。

なお，本要項４の応募資格を満たさなくなった場合，応募内容と実際面で重大な乖離があった場合等，事業の継続が困難と認められる場合は，指定期間の満了を待たずに指定を解除することがあります。

６　委託料

本県の各年度の予算の範囲内において，委託契約に基づく委託料を支払います。

対象経費は，県要綱第４条に掲げる事業の運営に必要な報酬，共済費，賃金，報償費，旅費，需用費，役務費，使用料及び賃借料，委託料で構成されるものとします。

７　応募方法等

（１）応募書類の提出期間

　　令和２年10月26日（月）～11月25日（水）（郵送の場合は当日必着）

　　持参する場合は11月25日（水）17時15分まで受付

※　提出期間を過ぎた場合は，受け付けることができません。

（２）提 出 先

　　広島県健康福祉局健康対策課精神保健グループ（〒730-8511　広島市中区基町10-52）

（３）提出方法

　　郵送又は持参

持参する場合は，開庁時間（平日８時30分から17時15分まで）の間にお越しください。開庁時間以外は受け付けることができません。

（４）提出書類

次のア～コまでの提出書類について，Ａ４版で，正本１部（クリップ止め）副本８部を提出してください。

ア　広島県認知症疾患医療センター指定応募申請書（様式１）

イ　広島県認知症疾患医療センター運営事業実施体制等調書（様式２）

ウ　専門医療相談を行う組織の体制図（任意様式）

エ　認知症疾患医療センター設置予定場所位置図（様式３）

オ　認知症専門医の学会認定証（写し）

※　日本老年精神医学会若しくは認知症学会の定める専門医を配置する場合

カ　業務履歴書【医師用】（様式４－１）

※　認知症疾患の鑑別診断を主たる業務とした５年以上の臨床経験を有する医師

　を配置する場合

キ　業務履歴書【精神保健福祉士・保健師等用】（様式４－２）

※　医療相談室配置予定又はセンター業務対応予定の精神保健福祉士，保健師等全

ての職員分

ク　認知症疾患医療センター事業運営に係る連携体制承諾書（様式５）

※　連携する医療機関がある場合

ケ　連携する医療機関の位置関係地図（任意様式）

※　連携医療機関がある場合，センター配置予定機関との位置関係がわかる地図

コ　医療機関の概要が分かる書類及びパンフレット

　　　なお，必要に応じで応募者へのヒアリングや参考資料等の追加提出を求める場合があります。

８ 応募に関する質問

（１）質問受付期間

令和２年10月26日（月）～10月30日（金）17時15分【必着】

（２）方法

質問書（様式６）に質問内容，医療機関名，連絡先を記入し，FAX又はメールにて送付（電話不可）してください。

（３）送 付 先

広島県健康福祉局健康対策課　精神保健グループ　宛

◆ＦＡＸ：082-228-5256　◆Ｅメール：futaisaku[@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:o@pref.miyazaki.lg.jp)

※　令和２年11月６日（金）までにメール又は電話にて回答します。

回答した内容については，当課ホームページに随時掲載します。

９　選考基準

（１）「４　応募資格」の要件を満たしていること。

（２）本要項３の業務内容の各項目に対応できる実績（又は計画）及び意欲を有すること。

（３）認知症疾患医療センターに求められる次の項目について，実績又は今後の取組内容や考え方が評価できること。

ア　周辺症状（行動・心理症状）や身体合併症への対応能力

イ　認知症ケアに関する有資格者（認知症サポート医等）の配置状況

ウ　市町，地域包括支援センター，かかりつけ医等の地域医療機関及び既指定の認知症疾患

医療センターとの関わり方等，地域連携の推進に向けた取組

エ　認知症の方及び家族の方への支援の考え方

10　審査及び選考

（１）選考委員会における審査・選定

広島県認知症疾患医療センター指定医療機関選考委員会（以下「選考委員会」という。）において，応募者から提出された応募書類等の内容を審査のうえ，県において，審査結果を踏まえ，総合的に評価し，選定します。

（２）選考結果

選考結果は文書で通知します。選考に関する異議には一切応じられません。

（３）厚生労働省への協議

選考結果に基づき，厚生労働省への協議を経て，広島県が指定を行います。厚生労働省との事前協議の結果により，指定について調整する場合があります。

なお，協議の結果によっては指定できない場合があります。

11　応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は応募を受け付けません。

（１）応募資格のない者が応募した場合

（２）提出期限を過ぎて応募書類が提出された場合

（３）提出書類に虚偽の記載があった場合

（４）破産等，契約履行が困難と認められるに至った場合

（５）審査の公平性を害する行為があった場合

（６）その他，申請にあたり著しく信義に反する行為があった場合

12　指定のスケジュール（予定）

|  |  |
| --- | --- |
| 内 容 | 期限等 |
| （１）質疑の受付期間 | 令和２年11月６日（金）  17時15分【必着】 |
| （２）指定申請書提出期限 | 令和２年11月25日（水） |
| （３）申請書類の内容等の確認（必要に応じてヒアリング） | 県が指定する日 |
| （４）選考委員会における審査・選定  選考委員会において，選考基準に基づき総合的に評価し，指定医療機関を選定します。（非公開） | 令和２年12月～令和３年１月 |
| （５）厚生労働省事前協議 | 令和３年１月～２月 |
| （６）選考結果の通知 | 令和３年３月 |
| （７）指定日 | 令和３年４月１日 |

※　スケジュールは変更になる場合があります。

13　その他留意事項

（１）提出書類は，認知症疾患医療センター指定病院の選定業務のみに使用します。

（２）応募に関する費用は，全て応募者の負担とします。

（３）提出書類の著作権は応募医療機関に帰属します。ただし，広島県が本案件の報告，公表等のため必要な場合は，提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

（４）提出書類は一切返却しません。

（５）本案件に係る情報公開請求があった場合には，広島県情報公開条例に基づき，提出書類を公開する場合があります。

14　問合わせ先

広島県健康福祉局健康対策課　精神保健グループ

（担当者：橋口（はしぐち）・東久保（とうくぼ））

〒730-8511 広島市中区基町10-52（電話：082-513-3069　FAX：082-228-5256）